

年税第 25 号
平成 26 年 7 月 30 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会
常任理事 今村 定臣

厚生労働省「2つの臨時給付金」チラシ・ポスター
の設置及び掲示等について

今般、厚生労働省より、消費税率引上げに伴い、低所得者等への負担の影響に鑑み実施される「2つの臨時給付金」（「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」）について、別添の通り、チラシ・ポスターの設置及び掲示等についての協力依頼がありました。

そこで、本会は、「2つの臨時給付金」ポスターを、日本医師会雑誌8月号に同封し、全会員に送付し、会員の先生方の診療所や病院等の待合室に掲示をいただくようお願いしておりますので、その旨ご承知置きくださいますようお願い申し上げます。

また、「2つの臨時給付金」チラシにつきましては、地方公共団体から各医療機関へ配布される予定であり、貴会会員の先生方の診療所や病院等の待合室への設置にご協力いただきますよう、周知方お願い申し上げます

[添付資料]

- 「「2つの臨時給付金」の支給促進に係るチラシ等設置への協力依頼について」
(厚生労働省簡素な給付措置支給業務室・子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室)
- 厚生労働省「2つの臨時給付金」チラシ
- 厚生労働省「2つの臨時給付金」ポスター（実際はB3サイズ）

平成26年7月24日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省

簡素な給付措置支給業務室

子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

「2つの臨時給付金」の支給促進に係るチラシ等設置への協力依頼について

厚生労働行政については、平素から多大なご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成26年4月の消費税率の引上げに伴い、所得の低い方々等への負担の影響に鑑み、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金が支給されることとなっており、現在、多くの市町村で申請の受付が始まっています。

政府においては、支給対象者からの申請を確実なものとするよう、関係省庁が連携して広報の強化に取り組んでおり、今般、新たに作成したチラシ・ポスターについて、関係者の皆様のご協力を得ながら、様々な場所での掲示を進めているところです。

こうした取組の一環として、特に高齢者等が訪れる機会の多いと考えられる病院、診療所でチラシ・ポスターの設置及び掲示等をしていただきますよう、貴団体のご協力をお願い申し上げます。

チラシにつきましては、地方公共団体から病院、診療所へ配布いただく予定です。

ポスターにつきましては、大変お手数をおかけしますが、日本医師会雑誌8月号の送付に同梱をお願い申し上げます。（なお、病院に対しては、地方公共団体からもポスターを配布いただく予定です。）

本件につきまして、何卒、貴団体のご高配を賜りますとともに、趣旨につきまして、会員各位に対して周知していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

【担当者連絡先】

(臨時福祉給付金について)

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室

(内線 2124)

(子育て臨時給付金について)

厚生労働省子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室

(内線 7850)

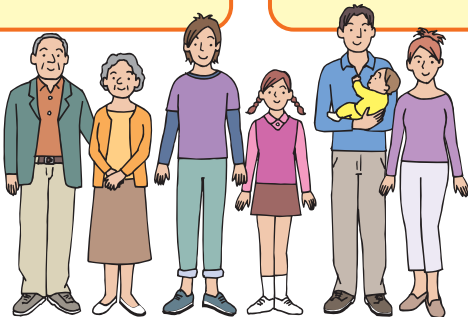
TEL : 03-5253-1111 (代表)

臨時給付金 をご存知ですか？

4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、次の方々には、**1万円**の給付金が支給されます。

①住民税が課税されていない方々

②児童手当を受けている子育て世帯の方々



①のうち年金を受給されている方々などには、**5千円が加算**され、**1万5千円**が支給されます。



この給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
多くの市町村で受付が始まっています。




受け取り忘れのないように。

詳しくは、お住まいの市町村(※)にお尋ねください。

※最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村

(詳しくは裏面をご覧ください)

臨時福祉給付金	<p>○受け取れる方</p> <p>住民税が課税されていない方</p> <p>※課税されている方の扶養親族や生活保護受給者は除きます。</p>
	<p>○支給額</p> <p>1人につき1万円</p> <p>下記の方々には5千円が加算され1万5千円</p> <p>[基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者]</p>
子育て世帯臨時特例給付金	<p>○受け取れる方</p> <p>平成26年1月分の</p> <p>児童手当を受けている子育て世帯の方</p> <p>※所得が制限額以上の方は除きます。</p>
	<p>○支給額</p> <p>児童手当の対象となる児童(※)1人につき1万円</p> <p>※臨時福祉給付金や生活保護を受けている児童は除きます。</p>
問い合わせ先	<p>○制度について：厚生労働省</p> <p>みな いいきゅうふ</p> <p>0570-037-192</p> <p>ホームページ <input type="text" value="2つの給付金"/> <input type="button" value="検索"/></p> 
	<p>○申請方法について：各市町村</p> <p>申請先は平成26年1月1日時点で 住民票がある市町村です。</p>



「臨時福祉給付金」(簡素な給付措置)や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や**“個人情報”の詐取**にご注意ください。

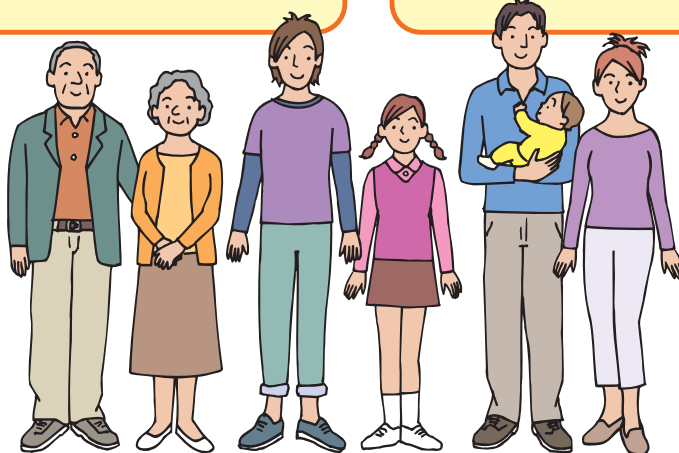
臨時給付金

をご存知ですか？

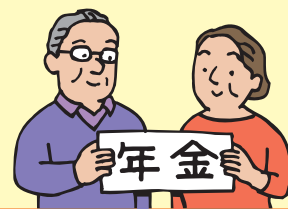
4月からの消費税率引上げによる負担を緩和するため、
次の方々には、**1万円**の給付金が支給されます。

① 住民税が課税されて
いない方々

② 児童手当を受けている
子育て世帯の方々



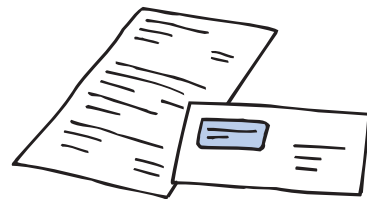
①のうち年金を受給されている方々などには、
5千円が加算され、**1万5千円**が支給されます。



この給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
多くの市町村で受付が始まっています。

受け取り忘れのないように。

詳しくは、お住まいの市町村(※)にお尋ねください。



※最近引っ越しをされた方は、平成26年1月1日にお住まいであった市町村

問い合わせ先

厚生労働省

みな いいきゅうふ

制度について **0570-037-192**

申請方法について

各市町村

申請先は平成26年1月1日時点で
住民票がある市町村

ホームページ

2つの給付金

検索

